

阿賀野市規則第26号

阿賀野市健康推進員規則の一部を改正する規則

阿賀野市健康推進員規則（平成16年阿賀野市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「次に定める均等割と世帯割の合計額」を「健康推進員1人当たり3,500円」に改め、各号を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市健康推進員規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。